ヒサ、原義夫、原誠一郎、石川洋子、石川久雄、太田カツノ、太田榮四郎、平野キクヒ、雄山てい、田中崇光、田中宗夫、田中トキ、皆川ハル、皆川一三夫、小林菊枝、小林朝雄、小林ツタ、小林要、安食俊子、安食正治、安食成也、安食艶子、宮川熊之助、沢田宗之助、西川稔、安和堂、髙嶋兼嘉、鈴木繁、三井ヱマ、橋本シヅ子、橋本アサノ、重信ヨシ子、重信末夫、木野下直之、吉川トシ、吉川虎三、関根靖文、関根周三、関根淳一、今村みさを、今村たま江、今村悦子、今村敦、原三郎、原光男、近藤正三、近藤紀久、小林チヨ子、小林脩、小林弘巳、小林雅弘、河野申介、河野シヅ、河野公輝、高橋正之、高橋政代、高橋恵子、菅野トミ、陰山靜枝、牧谷知代子、陰山知恵、陰山種男、小林てう、佐久間早苗、関口かね、田村洋二、田村つねよ、田村健一、奥山三郎、奥山房子、中村亀吉、齋藤義則、齋藤はな、神山実、神山怡子、石嵜善助、石嵜興喜、石嵜美佐江、井美鉦三、森谷久己、森谷久雄、森谷倭子、滝本善作、滝本二三江、滝本真司、滝本むつ、宇田川ふみ、宇田川時夫、成相夕子、成相芳明、三戸末太郎、三戸由紀子、三戸松雄、三戸トメ、小山春子、小山正壽、吉田敏子、星留吉、山中友彦、和田六郎、池田トク、池田英夫、池田トミヱ、川村春美、川村久光、斉藤純夫、齋藤晃、齋藤ゆき、井上秀子、井上靖慈、井上従子、杉野清次郎、三浦政則、横田尚子、三浦ツル子、三浦容世、三浦道夫、秋葉桂一、秋葉隆吉、秋葉きん、有賀利子、緑川与、緑川勝行、緑川とよ春、地引トキイ、地引國雄、小池喜代蔵、小池淑子、中島小佐一、中島冨佐子、中島清一、中島ふち江、甲斐百吉、今野勝治、榎本梅子、桐山節子、桐山金六、桐山はな、桐山あや子、田中房江、矢ノ倉益子、矢ノ倉澄、矢ノ倉キク、矢ノ倉夏次郎、矢ノ倉新、河野邦子、河野光太郎、河野すゑ、内田タマ、徳丸光男、杉田幸太郎、杉田セイ、佐藤きよ、佐藤舜、林幸子、山本礼子、張守竜、井上亮、井上久克、鈴木絹代、鈴木宗助、鈴木よね子、田村照子、岩田弘美、田村守弘、岡部文之助、井上捷一、井上外英、井上のぶ、斉藤正治、斉藤正夫、西室祐四郎、西室せん、西室佐太郎、西室なお、西室源三、西室芳輝、西室ひろの、西室憲幸、瀬尾マツ、小平勝、稲毛明子、瀬尾孝一、安田なつ、守安清、守安和子、鈴木正彦、鈴木正雄、鈴木光、鈴木樔、増田和子、増田すゑ、後藤政喜、堀内健次、堀内正美、堀内健吉、堀内光子、鄭奇洪、金伊守、石山芳太郎、石山クマ、石山富子、石山芳雄、中島敬一、横地とり、横地三雄、不詳７名

1　改葬を行おうとする者
東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東京都知事　石原慎太郎

公示送達

町田都市計画忠生土地区画整理事業の換地処分通知の送付に代える公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による町田都市計画忠生土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えて通知の内容を下記２のとおり公告する。

2011年12月15日
町田都市計画忠生土地区画整理事業
施行者　町田市
代表者　町田市長　石阪　丈一

記

1　換地処分通知の送付を受けるべき者の住所及び氏名
⑴　住所不明
池田久兵衛
⑵　住所不明
池田長右ヒ門　外１名
⑶　東京都町田市根岸町302番地
池田　ツテ
⑷　住所不明
石井宇三郎
⑸　住所不明
小野八左ヒ門　外７人
⑹　東京都町田市木曽町2009番地
北村新之助
⑺　住所不明
志村　九平
⑻　住所不明
志村善三郎　外３名
⑼　住所不明
志村富次郎
⑽　住所不明
守屋粂次郎
⑾　住所不明
守屋　サヤ
⑿　住所不明
守屋善右ヒ門
⒀　住所不明
守屋　良助
⒁　住所不明
三口由右衛門
⒂　東京都中央区日本橋兜町22番３号
柴崎商事株式会社

2　通知の内容
土地区画整理法第103条の規定により、町田都市計画忠生土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地明細図のとおり換地処分します。
なお、別紙明細書及び換地明細図は掲載を省略し、それらを東京都町田市木曽町2185番地１町田市役所木曽庁舎の掲示板において掲示します。

〈教示〉
1　この通知書に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
2　この通知書については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者になります。）行政事件訴訟法による取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができません。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十二月十五日
群馬県太田市新田小金井町七二九番地一
株式会社ベルファイン
代表清算人　鈴木　利男

解散公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十二月十五日
群馬県前橋市関根町三丁目三三番地一
有限会社なごみ
清算人　勝又　昌幸

解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十二月十五日
埼玉県狭山市青柳一七〇五番地二
有限会社エイワ興産
清算人　鈴木留美子

解散公告

当社は、平成二十三年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十二月十五日
埼玉県川口市末広一丁目三番三一号
代表清算人　笹森　良

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により平成二十三年十二月十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十二月十五日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇号
一般社団法人Ｋｅｎ－１ＭＡＸホール
ディングス　代表清算人　粟国　正樹